

1月臨時会を開催しました

会期
1月27日



臨時会の内容から
市民の皆さんに
ぜひお伝えしたい
ものを掲載します

1月臨時会では、12月定例会で総務文教委員会に付託され、継続審査となっていた「議案第77号 笠岡市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を委員会審査報告の後、採決を行いました。審査の過程は以下のとおりです。

令和4年12月15日（総務文教委員会）

議案に基づき、執行部から詳細な説明がありましたが、複雑でわかりにくい点が多いため、廃止される既存の「笠岡市個人情報保護条例」との変更点が比較できる資料の提出等を求め、継続審査となりました。

令和5年1月25日（総務文教委員会）

12月に要求した資料が提出されましたが、議案に修正されている部分があることが判明しました。一度提案された議案を勝手に修正することはできないことから、再び継続審査となりました。

令和5年1月27日（臨時会）

市長から議案の不備についての謝罪と、議案訂正について説明がありました。これを受け議案の訂正を議会は承認しました。

令和5年1月27日（総務文教委員会）

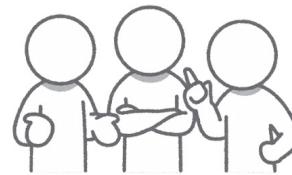
訂正された議案を審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会の審査結果を受け臨時会において、議案第77号は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。さらに、これに加えて、附帯決議を付すことに決定しました。

附帯決議

個人情報の保護に関する制度を後退させることのないよう、規則に規定すること。

国の個人情報保護に関する法律に準じたもので、
本市においても当然に定めるものである。
条例施行後に改めることもできる。法だけに
任せることは避けなければならない。



賛成・不賛成で意見の分かれた議案は起立採決で賛否を問います。

賛成○ 不賛成●

会派名	み創政らい										讀志会				公明党	改革21	諸派		可否
議員名	天野喜一郎	森岡聰子	桑田昌哲	大月隆司	仁科文秀	栗尾典子	東川三郎	奥野泰久	大山盛久	原田てつよ	山本聰	斎藤一信	大本邦光	藤井義明	藏本隆文	妹尾博之	真鍋陽子	賛・不賛成	
議案名																			
議案第77号 笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例 の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	15:1 (可決)	

※議長は地方自治法第116条第2項の規定により、採決に加わることができません。